

コマツ教習所株式会社 神奈川センタ

〒210-0818 神奈川県川崎市川崎区中瀬 3-20-1

令和6年

令和7年

4月～3月



技能講習

特別教育

安全衛生教育

免許教習

臨時開催・出張講習等(技能講習・免許教習を除く)はご相談ください。

※ご希望にあわせ検討させていただきます。

PC
スマホ
から

24時間いつでも
予約OK! 先着順



コマツ教習所 神奈川センタ

検索

<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/kanagawa/>

予約

必要書類の提出

受講票の受け取り

受講料の振り込み

平成10年に開設された当センタは、川崎大師が近く、電車・自動車ともにアクセスが良好です。お客さまのニーズに合ったものをお選び頂けるよう、幅広い講習を実施しております。作業に携わる皆さま方の身近な教習機関として、初めての方も安心して受講ができるよう親切で気さくな講師陣&スタッフ一同が皆さまをお待ちしております。



アクセス

●電車でお越しの方

京浜急行大師線「東門前」駅下車徒歩5分(改札口を出て左へ、信号を渡って直進)

●車でお越しの方

【東京方面・横浜方面から】首都高速横羽線・大師出口

受講要件等と受講費用

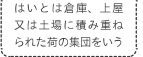
※すべて消費税込みの金額です。

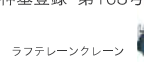
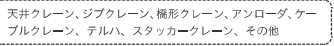
技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 登録番号：神基登録 第161号 	14H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明	44,800	2,200	47,000	○
	18H	3日	■機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に6か月以上従事した経験を有する方 ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明	52,800	2,200	55,000	○
	38H	5日	■受講要件はありません	112,800	2,200	115,000	○
車両系建設機械(解体用) 登録番号：神基登録 第162号 	5H	1日	■車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了された方	25,800	2,200	28,000	○
フォークリフト 登録番号：神基登録 第163号 	11H	2日	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明	23,800	2,200	26,000	—
	15H	3日	■最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、 その運転業務に6か月以上従事した経験を有する方 ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明	26,800	2,200	29,000	—
	31H	4日	■自動車免許(普通以上)を有する方	50,800	2,200	53,000	—
	35H	5日	■受講要件はありません	55,800	2,200	58,000	—
ショベルローダー等 登録番号：神基登録 第164号 	11H	2日	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のショベルローダー等の特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明	29,800	2,200	32,000	○
	31H	4日	■自動車免許(普通以上)を有する方	75,800	2,200	78,000	○
不整地運搬車 登録番号：神基登録 第165号 	11H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明 ■2級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定(第2~6種)合格者 ■1級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定(トラクター系以外)合格者	42,800	2,200	45,000	○
高所作業車 登録番号：神基登録 第166号 	12H	2日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方	43,800	2,200	46,000	○
	14H	2日	■自動車免許(普通以上)を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■フォークリフト運転技能講習を修了された方 ■ショベルローダー等運転技能講習を修了された方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習を修了された方 ■建設機械施工管理技術検定-第2次検定合格者	45,800	2,200	48,000	○
	17H	3日	■受講要件はありません	54,800	2,200	57,000	○
ガス溶接 登録番号：神基登録 第191号 	13H	2日	■受講要件はありません	27,120	880	28,000	○

※従事した経験を有する者の証明として、『特別教育修了証明』『事業主経験証明』『特定自主検査記録表』の添付が必要です。
特別教育修了証明とは、該当機種の運転業務に従事するために必要な特別教育を受講した証明書のことで、教習機関等が教育を実施し交付した『特別教育修了証』または労働安全衛生法第38条による、事業者が実施した教育の記録を残した『特別教育実施記録』のどちらかを提出してください。
事業主経験証明とは、事業主は、受講者が該当機種の特別教育修了後にその運転業務に従事した期間の証明として受講申込書の下段にある事業主経験証明書欄へ記入および押印し証明することです。(事業主が受講者の場合は第三者の証明が必要です)
 〈証明内容〉■特別教育修了日 ■業務従事期間 ■業務経験時使用機種の詳細(メーカー名・型式・機体質量または最大積載量・所有者)
特定自主検査記録表とは、業務経験時に使用した機種の検査を実施したことの結果を証明する書類のことです。

受講要件等と受講費用

※すべて消費税込みの金額です。

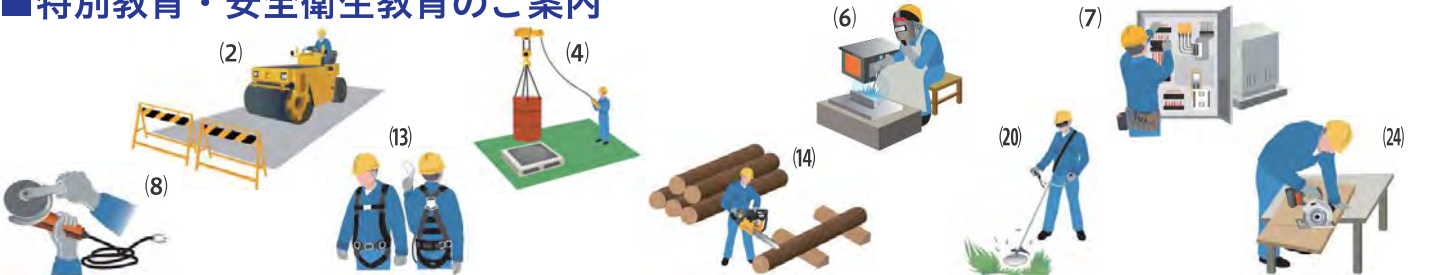
技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
小型移動式クレーン 登録番号：神基登録 第167号  	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	47,800	2,200	50,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	52,800	2,200	55,000	○
床上操作式クレーン 登録番号：神基登録 第170号 	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	56,295	1,705	58,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	61,295	1,705	63,000	○
玉掛け 登録番号：神基登録 第169号 	15H	3日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	23,800	2,200	26,000	○
	19H	3日	■受講要件はありません	28,800	2,200	31,000	○
はい作業主任者 登録番号：神基登録 第313号 	12H	2日	※21歳以上の方。受講申込書に事業主経歴証明が必要です。 ■はい付けまたは、はいくずしの作業に3年以上従事された経験を有する方	25,405	1,595	27,000	—

免許教習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
移動式クレーン運転実技教習 登録番号：神基登録 第168号 	9H 実技	6日	■18歳以上の方	138,000	6,100	138,000	○
	23H 実技・学科	6日	■18歳以上の方	138,000		144,100	○
クレーン運転実技教習 登録番号：神基登録 第180号 	9H 実技	6日	■18歳以上の方	138,000	6,100	138,000	○
	23H 実技・学科	6日	■18歳以上の方	138,000		144,100	○

※受講費用は税込み・テキスト代も含まれております。

区分	No.	種 類	コース	日数	講習対象	受講費用 (円)	助成金 対象
特別教育	(1)	小型車両系建設機械(整地等3t未満)の運転の業務	13H	2	機体質量が3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務	20,000	○
	(2)	ローラーの運転の業務	10H	2	締固め用機械(ローラー)の運転業務	20,000	○
	(3)	フォークリフト(1t未満)の運転の業務	12H	2	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転業務	20,000	○
	(4)	クレーン(5t未満)の運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5t未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転業務	23,000	○
	(5)	高所作業車(2~10m未満)の運転の業務	9H	2	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務	21,000	○
	(6)	アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	29,000	○
	(7)	電気取扱業務(低圧)	14H	2	交流600V以下の充電電路の敷設や修理、開閉器の操作の業務	24,000	○
	(8)	研削といしの取替え等の業務(自由研削用)	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時試運転の業務	15,000	○
	(9)	酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	15,000	○
	(10)	粉じん作業	4.5H	1	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	15,000	○
	(11)	巻上げ機の運転の業務(ウインチ)	10H	2	ウインチを使う業務	21,000	○
	(12)	足場の組立て等の業務	6H	1	足場の組立て等の業務	16,000	○
	(13)	墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務	6H	1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務	15,000	○
	(14)	令和2年8月改正 伐木等の業務(チェーンソー)	18H	3	チェーンソーによる伐木等の業務	30,000	
	(15)	電気自動車等の整備の業務	7H	1	電気自動車整備 ※建設機械、電動式バッテリーフォークリフトをメインとした内容です	14,000	
	(16)	テールゲートリフターの操作の業務	6H	1	貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業	17,000	
安全衛生教育	(17)	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	15,000	○
	(18)	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	14,000	
	(19)	玉掛業務従事者安全衛生教育	5H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	14,000	○
	(20)	刈払機取扱作業安全衛生教育	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	15,000	
	(21)	チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	14,000	
	(22)	職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長・安全衛生責任者	24,000	
	(23)	有機溶剤業務従事者(基発第337号)安全衛生教育	4.5H	1	有機溶剤業務に従事される方	15,000	
	(24)	丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	丸のこ等を扱う作業に従事される方	14,000	
	(25)	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	5H	1	荷役運搬機械等によるはい作業に従事されている方	14,000	

■特別教育・安全衛生教育のご案内



2024年度（2024年4月～2025年3月）》

[illegible][illegible][illegible]

■グレーの表示：事務所休業日（再交付、電話対応等の業務はお休みさせていただきます。）

[illegible][illegible][illegible]

[illegible]

講習予約から資格取得までの流れ

受講コースと日程を選ぶ

- 保有資格や業務経験により受講コース(日数・時間・料金)が異なる場合もあります。見開き頁に記載の受講要件をご確認ください。

予約する

(申し込み完了ではありません)

《Webサイト》

パソコン・スマートフォンで
24H予約が可能



定員になり次第締め切りとなります。
空き状況を確認してご予約ください。

<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/kanagawa/>

※電話でのご予約は〈平日〉9：00-17：00に対応しております。☎044-287-2071
※予約をせずに受講申込書を送付された場合、ご希望の講習日に受講できないこともあります。

申し込み

(期限までに必要書類の提出
が必須です)

- 予約後10日以内に受講申込書および受講申込書に記載の必要書類をメール、郵送、Faxまたは窓口持参でご提出ください。※予約が受講開始日の10日前を切っている場合は郵送以外の方法で受講開始3日前(土日祝を除く)までにご提出ください。

☆Webサイトで受講申込書を作成された方は、**メールで提出ができます**。

※ただし事業主の証明が必要なコースは除きます。 ※受講申込書はWebサイトからダウンロードも可能です。

受講票の受け取り

(申し込み完了)

- 受講申込書等の必要書類提出後、内容を確認し受講票をお送りいたします。当日の持ち物および注意事項、写真撮影時(無料)に必要な受講番号を記載しておりますので必ず事前にご確認ください。

受講票

受講費用のお振り込み

(受講票受け取り後)

- 申し込み完了後に振込先をご案内しますので受講開始3日前(土日祝を除く)迄にお振り込みください。
※受講費用未納の方は受講できません。 ※振込手数料はお客さまにてご負担願います。
※振込明細書をもって領収証の発行に代えさせていただきますが、希望者には領収証を発行いたします。(原則講習当日発行)

受講初日

※持ち物・注意事項は
受講票をご確認ください。

- 8時15分**までにご来所ください。(開場：7時30分)
※**時間厳守**をお願いします。

受講開始後の遅刻・早退・欠席は
欠格となり受講費用の返金は致しません。

実技時の服装等について

- できるだけ動きやすく作業に適した服を着用し、安全靴か運動靴を履いてください。(ランニング・半ズボン・スカート・サンダル等は禁止です)
- ヘルメットをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方はお貸しします。

修了証交付

- 規定の講習時間を受講し、試験に合格すると修了証が即日交付されます。

会社
に支給

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)制度のご案内

建設業に携わる中小企業の事業主が従業員の技能向上等のために技能実習を受講させた場合、経費や賃金の一部が助成されます。

《対象となる事業主》

詳細は労働局またはハローワークへお尋ねください

- ◆資本金3億円以下または従業員数300人以下
- ◆雇用保険料率が「建設の事業」の適用を受ける建設事業主
- ◆雇用管理責任者を選任していること
- ◆雇用する建設労働者(雇用保険被保険者)に、有給で受講させる場合
(所定労働時間外や休日に受講させた場合は、労働基準法に定める割増賃金を支払う、または振替休日を与える等する場合)

令和5年10月時点

建設労働者技能実習コース	経費助成	賃金助成
雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	受講料の75%	一人あたり 日額8,550円
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳未満 受講料の70% 35歳以上 受講料の45%	一人あたり 日額7,600円
中小以外の建設事業主 女性建設労働者	受講料の60%	なし

助成金制度をご利用の方は、受講申込書提出時に受講申込書の助成金制度の利用に○をしてお申し込みください。